

市役所からのお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届をお忘れなく

現在、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給中の人は、8月に「現況届」または「所得状況届」を提出する必要があります。この届は、毎年8月1日における児童の養育状況や所得の状況を確認し、引き続き手当を受給する要件があるかどうかを審査するためのものです。

●受付日時 8月5日(月)～30日(金)、9時～16時

※8月18日(日)は受け付けます。

●必要書類 詳しくは、現況届(所得状況届)の通知を郵送しますので、通知をご確認ください。

【児童扶養手当とは】

●対象 次のいずれかに該当する児童(18歳に達した以後の最初の3月31日までの間にある者、ただし障がい児については20歳未満)を監護している母もしくは父、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

▽父母が婚姻(事実婚を含む)を解

消した児童

▽父または母が死亡した児童

▽父または母が重度の障がいの状態にある児童で公的年金の子の加算額より児童扶養手当の手当額が高い児童

▽父または母の生死が明らかでない児童

▽その他(父または母から1年以上遺棄されている児童、父または母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など)

●手当の額(平成31年4月時点) 所得(養育費の8割を含む)額に応じて

▽全額支給 月額4万2910円

▽一部支給 月額1万1200円～4万2900円

2人目は5070円～1万1400円加算、3人目以降は1人につき3040円～6080円加算。

※一定以上の所得があるときは支給されません。

【特別児童扶養手当とは】

●対象 法で定める程度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護する

父か母。または父母に代わって、その児童を養育している人。

●手当の額(平成31年4月時点)

▽1級 5万2200円

▽2級 3万4770円

※ともに月額、一人につきの額。

※一定以上の所得があるときは支給されません。

【未婚の児童扶養手当受給者に給付金を支給します】

児童扶養手当受給者のうち、未婚(法律婚をしたことのない人)のひとり親に対し、臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

※現況届手続きの際、給付金の申請受付も同時に行います。

必要書類など、詳細は現況届の通知に同封しますのでご確認ください。

●問い合わせ先 子育て支援課

【出張ハローワーク】

児童扶養手当受給者を対象にハローワークの就職支援ナビゲーターによる就労相談窓口を設置します。

●日時 8月5日、19日、26日の月曜日、各10時30分～15時30分

●場所 筑紫野市ふるさとハローワーク(市役所別棟)

●問い合わせ先 福岡南公共職業安定所(558)4472

模範となる行為を行った人や団体を推薦してください

地域の振興に貢献した人、各分野で活躍した人や善行者を令和元年度筑紫野市表彰式で表彰します。

皆さんの周りで、地域社会や人のために尽力している人や顕著な功績をあげた人、団体を推薦してください。

●対象者 次のいずれかの内容に該当し、その貢献、功績が特に顕著な個人または団体。

▽地域の振興、市民生活の向上に寄与し、その功績が顕著である

▽ボランティア、環境保全、環境美化などの市民活動において、その功績が顕著である

▽芸術、文化、スポーツなどの振興において、その貢献が顕著である

▽市民の模範となる行為をし、衆人から認められている

▽市の公益事業に尽力し、その行為が顕著である

※詳細は問い合わせください。

●提出書類 推薦書および関連資料(推薦書は総務課に準備しています)

●推薦期限 8月30日(金)まで

●選考 被表彰者選考委員会で選考

●表彰式 11月1日(金)

●問い合わせ先 総務課総務担当

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

太陽光発電設備、貸し駐車場の固定資産税(償却資産)の申告

償却資産とは、事業をしている個人・法人がその事業のために用いる構築物、機械、工具、器具、備品などの固定資産をいいます。1月1日現在に所有している償却資産は、所在地の市町村長に申告する必要があります。

●太陽光発電設備

太陽光発電設備により売電収入を得ている個人・法人は、売電事業者となり償却資産の申告が必要な場合があります。

▽申告が必要な場合

- ・個人で所有する建物の屋根や地面の上に、発電出力が10キロワット以上の太陽光発電設備(屋根一体型を除く)を設置し、売電収入を得ている場合。
- ・事業収入を得る法人が太陽光発電設備(屋根一体型を除く)を所有する場合。

●貸し駐車場

貸し駐車場の底地は、通常、土地として固定資産税の対象になります。しかし、それ以外のアスファルト舗装、フェンス、車止め、白線工事、

街灯、機械装置、看板などは、償却資産として固定資産税の対象となりますので申告する必要があります。

なお、確定申告などで「駐車場一式」のように一括して減価計算している場合であっても、その中に償却資産の対象となるものが含まれる場合は、分離して申告する必要がありますので、ご注意ください。

●申告方法

平成31年1月1日現在、所有しているすべての償却資産を、申告用紙に記入して提出してください。

新たに申告をする人など、申告用紙がない人は、必ず税務課固定資産税担当にご連絡ください。

●申告書の提出(郵送可)・問い合わせ先

税務課 固定資産税担当

市営住宅の入居者を募集します

募集戸数は入居者退去の状況などにより、申込書配付時までに変動することがあります。

●申込受付期間(申込書の配付は随時) 8月13日(火)～26日(月)

●入居基準

次の①または②の人で、収入基準

などを満たす人

①市内に1年以上居住し、住民基本台帳に登録されている人

②市内に1年以上勤務する人

●収入基準

▽一般世帯の場合

月額15万8000円以下であること

と

▽子育て・高齢者・障がい者世帯等

の場合 月額21万4000円以下であること

市営住宅名	所在地	間取り	家賃	募集戸数
袖ノ木住宅	市内 大字阿志岐 2450番地2	2LDK	21,800円～ 57,800円	1階1戸
小川住宅	市内 大字山家 2849番地1	3LDK	18,700円～ 50,100円	2階2戸 3階2戸

(年間の家族全員の所得金額から同居親族等控除後の金額を月割りした金額)

※その他の詳細な入居資格は、申込案内に記載しています。

●申込書配布・受付場所・問い合わせ先 管財課

人権擁護委員が表彰されました

5月24日(金)に福岡市で開催された福岡県人権擁護委員連合会総会において、多年にわたって人権擁護活動にご尽力いただいた次の人が表彰されました。誠におめでとうございます。

●福岡法務局長表彰

大野 徳子さん(筑紫)

●福岡県人権擁護委員連合会長表彰

森山 秀明さん(石崎)

●問い合わせ先 人権政策・男女共同参画課

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
 ■申込・受付などの期間で記載のないものは、土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

暮らしの困りごと相談窓口を開設しています

失業や不安定な収入、借金などさまざまな理由で経済的に困っている人や、生活する上で困りごとがある人を対象に、生活の安定と継続を目指すための相談、支援窓口を設けています。

一人で悩まないで、まずは気軽に相談してください。

【自立相談支援】

生活の困りごとや不安を抱えている人の相談に応じます。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し、相談者に寄り添いながら問題解決に向けた支援を行います。

【住居確保給付金の支給】

離職などにより住居を失った、または失う恐れの高い人には、就職に向けた活動を行うことを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就労機会の確保に向けた支援を行います。支給要件がありますので、まずはご相談ください。

●受付時間 8時30分～17時

【家計改善支援】

日々の家計管理や将来の生活設計など、お金に関する不安や悩みがある人の相談に応じます。

収支のバランスなどへの助言や情報の提供を家計改善支援員が行いながら、相談者が家計を管理する力を高めることで、早期に安定的な生活ができるよう支援します。

●受付時間 月、木、金曜日の9時～11時30分、13時～16時30分

●相談窓口 市役所2階保護課窓口

●問い合わせ先 保護課 保護2担当

ちくしの福祉村公開講座

市民のだけれども、人権と個性を尊重してお互いを支えあい、本市に住む全ての人々が安心していきいきと暮らせるまちづくりをめざして、「ちくしの福祉村」の公開講座を年6回開催します。手話通訳もあり、だれでも参加できます。

【第3回公開講座】

●日時 8月24日(土)、13時30分～15時30分

●テーマ 「地域共生社会ってなに？」子どもが安心して暮らせる

地域へ

●講師 大西 良さん(筑紫女学園大学教授)

●場所 カミリーヤ2階視聴覚室

●託児(定員20人) 託児を希望する場合は、開催日の10日前までに申し込んでください。

●託児申し込み・問い合わせ先 生活福祉課 地域福祉担当

第74回 介護者のつどい

「訪問歯科を知っていますか？」

病気やけがで歯医者に行けない時、どうしたらいいの？ 自宅で口の健康相談を受けるにはどうしたらいいの？

今日から始める口腔ケアについて話します。ぜひ、ご参加ください。

●日時 9月10日(火)、13時30分～15時30分

●場所 生涯学習センター3階視聴覚室

●講師 江崎 充宣さん(歯科医師)、久保山 裕子さん(歯科衛生士)

●駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

●問い合わせ先 高齢者支援課

「つくしぴあ」の指定管理者を募集します

筑紫地区自治振興組合が障がい者(児)の相談支援や活動機会の提供のために設置する「筑紫地区地域活動支援センターつくしぴあ」の管理運営を行う指定管理者を募集します。

●指定期間 令和2年4月1日～

●申請資格 法人であること(法人の種類は問いません)

●募集要項の配布

①期間 8月1日(木)～16日(金)、8時30分～17時

②配布場所 市生活福祉課 障がい者福祉担当

※大野城市、春日市、太宰府市、那珂川市の各障がい者福祉の窓口でも配布しています。また、各自治体のホームページからダウンロードできます。

●申請の受付 9月2日(月)～6日(金)、9時～16時

●提出・問い合わせ先 那珂川市福祉課障がい者支援担当(5番窓口)へ持参提出(郵送不可)

▽住所 那珂川市西隈1-1-1
 ▼☎(953)2211

気軽にできるボランティア 献血にご協力ください

病気やけがなどで輸血を必要としている患者の尊い生命を救うため、17歳から69歳の健康な人は献血にご協力ください。

●日時 8月23日(金)、9時30分～12時・13時～16時

●場所 市役所1階多目的ホール

●採血量 全血400ミリリットル

●対象年齢

▽男性17歳～69歳

▽女性18歳～69歳

※65歳以上の人は、60歳になって献血の経験がある人。

●体重 50キログラム以上

●持参するもの 運転免許証など本人確認ができるもの、献血カード・手帳

●問い合わせ先 健康推進課(カミリーヤ内) ☎(920)8611

柔道整復師の 正しいかかり方

●柔道整復師とは 骨折、脱臼、捻挫、打撲や肉離れなどの痛みに対し

て施術を行う専門家です。

柔道整復師(整骨院・接骨院)から施術を受ける場合、国民健康保険が「使えるもの」と「使えないもの」があります。正しい知識を持って施術を受けましょう。

●国民健康保険が使えるもの

▽打撲、捻挫、挫傷(肉離れなど)

▽骨折、脱臼の応急手当(応急手当でない場合は医師の同意が必要)

●国民健康保険が使えないもの(全額自己負担)

▽日常生活における疲れや肩こり、腰痛、体調不良など

▽仕事やスポーツによる筋肉疲労

▽マッサージ代わりの漫然とした利用

▽労災保険が適用となる仕事や通勤途中での負傷

●施術を受けるときの注意事項

▽負傷原因を正確に伝えましょう。

▽外傷性の負傷でない場合は国民健康保険が使えません。

▽同一の負傷について、同時期に病院と重複受診はできません。

▽療養費支給申請書の内容をよく確認して必ず自分で署名しましょう。

▽領収書は必ず受け取りましょう。

▽施術が長期になる場合は医師の診察を受けましょう。

●問い合わせ先 国保年金課 国保担当

遺骨の移動には 許可が必要です

代々のお墓が遠方で墓参りが大変になった、近くに新しくお墓を購入したなどの理由で、一度納めた遺骨を他の場所に動かすことを「改葬」といいます。改葬を行う際は、市の許可が必要です。

●許可が必要な場合

▽市内のお墓から市内・市外のお墓に移動するとき

▽土葬されていた遺体を火葬するときなど

※市外から市内に移動する場合は、旧埋葬地の自治体の許可が必要です。

●申請方法 市ホームページまたは環境課窓口で申請様式を配布しています。申請様式に必要事項を記入の上、環境課に申請してください。申請に必要な書類は次のとおりです。

▽改葬許可申請書(現墓地管理者の押印が必要)

▽受入証明書(移動先の墓地または納骨堂管理者の押印が必要)

▽改葬承諾書(現墓地の所有者が申請者と異なる場合)

▽委任状(申請者と異なる人が窓口

に来る場合)

※申請から許可証の交付まで、最長で1週間かかります。早めの申請をお願いします。

●問い合わせ先 環境課

精霊送りの供養祭

精霊送りによる川の汚れを防ぐため、次の会場で供養祭が行われます。お供え物は、次の会場にお持ちください。

【善光会館筑紫会場(杉塚)】

●日時・問い合わせ先 8月15日(木)、17時～20時30分・☎(921)4242

【善光美しが丘(美しが丘北)】

●日時・問い合わせ先 8月15日(木)、17時～20時30分・☎(919)0101

【セレモニー筑紫(塔原東)】

●日時・問い合わせ先 8月15日(木)、18時～20時30分・☎(925)4444

【JA筑紫やすらぎ会館(二日市南)】

●日時・問い合わせ先 8月15日(木)、16時～20時・☎(924)3027

●問い合わせ先 環境課